

平成 30 年 3 月 9 日
地 震 火 山 部

鳥海山の噴火警戒レベルの運用を開始します

3 月 27 日 14 時より、鳥海山の噴火警戒レベルの運用を開始します。

秋田県と山形県の県境に位置する鳥海山では、鳥海山火山防災協議会における協議の結果、平成 30 年 3 月 27 日 14 時より噴火警戒レベルを運用し、これを適用した噴火予報や噴火警報等の発表を行うこととなりました。

噴火警戒レベルの運用開始時点で火山活動に特段の変化がない場合は、「噴火予報（噴火警戒レベル 1、活火山であることに留意）」を発表します。

なお、噴火警戒レベルの判定基準とその解説については、噴火警戒レベルの運用開始日までに、準備が出来次第公表する予定です。

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を 5 段階に区分して発表する指標です。

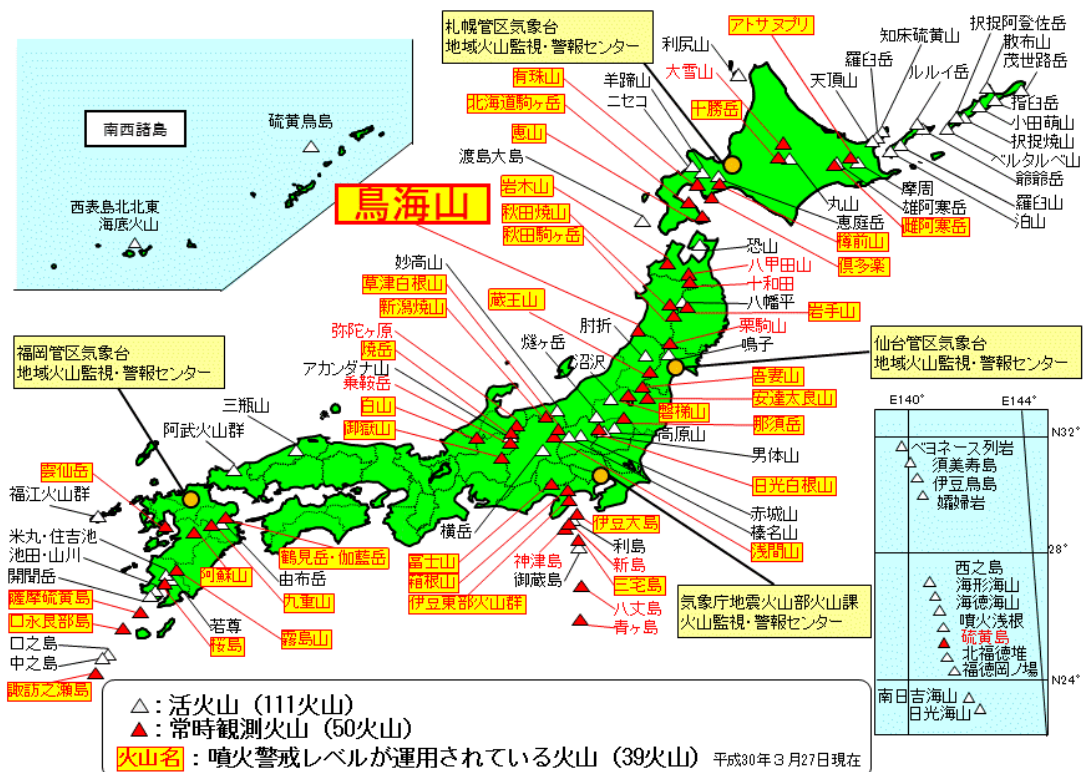
噴火警戒レベルを運用している火山は、これにより 39 火山となります。

今後も、地元自治体等と噴火警戒レベルを活用した火山防災対策の検討を進め、所要の準備の整った火山から順次、噴火警戒レベルを運用していく予定です。

問合せ先：地震火山部 火山課 担当 小久保

電話 03-3212-8341（内線 4538） FAX 03-3212-3648

参考資料



噴火警戒レベル運用状況

【参考】噴火警戒レベルの運用開始年月

平成 19 年	12 月	16 火山	樽前山、北海道駒ヶ岳、岩手山、吾妻山、草津白根山、浅間山、富士山、伊豆大島、九重山、阿蘇山、雲仙岳、霧島山（御鉢、新燃岳）※、桜島、薩摩硫黄島、口永良部島、諏訪之瀬島
平成 20 年	3 月	2 火山	御嶽山、三宅島
	6 月	1 火山	有珠山
平成 21 年	12 月	2 火山	雌阿寒岳、十勝岳
	3 月	4 火山	那須岳、磐梯山、安達太良山、箱根山
平成 23 年	10 月	1 火山	秋田駒ヶ岳
平成 23 年	3 月	3 火山	伊豆東部火山群、焼岳、新潟焼山
平成 25 年	7 月	1 火山	秋田焼山
平成 27 年	9 月	1 火山	白山
	10 月	1 火山	倶多楽
平成 28 年	3 月	2 火山	アトサヌプリ、恵山
	7 月	3 火山	岩木山、蔵王山、鶴見岳・伽藍岳
	12 月	1 火山	日光白根山、霧島山（えびの高原（硫黄山）周辺）※
平成 30 年	3 月	1 火山	鳥海山

※霧島山では、御鉢、新燃岳及びえびの高原（硫黄山）周辺で噴火警戒レベルを運用していますが、噴火警戒レベルが運用されている火山としては、霧島山全体で1火山としています。